

報 告 書

一般社団法人 JELF 御中

JELF 審査委員会は「一般社団法人 グリーンピース・ジャパン」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄付、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2019年4月25日

JELF 適格審査委員会委員長
弁護士 籠 橋 隆



【委員会の構成】

弁護士 籠橋 隆明

弁護士 池田 直樹

弁護士 島 昭宏

弁護士 小島 寛司

弁護士 渡部 貴志

弁護士 尾谷 恒治

【調査担当弁護士】

弁護士 吉田 理人

弁護士 寺田 伸子

第1 調査の目的と審査の基準

1. 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄付文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄付という社会貢献があることに気付かないままでいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄付ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応じて報告内容を充実させていく予定である。

2. 推薦の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスがかかわる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのような

に保護活動を続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言つてよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動に依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上限関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にあるとの場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELFでは環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは当プロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者からなど感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不斷に検討されているかといった組織のあり方も成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

[ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

[社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していくか？

第2 審査の過程及び組織の概要など

1. 調査実施の状況

以上の視点から調査担当弁護士は、2019年2月21日、一般社団法人グリーンピース・ジャパン（以下「本組織」という）本部事務所（東京都新宿区西新宿八丁目13-11）を訪問し、同渉外担当である吉野良子氏と面談して、定款、議事録、年次報告書（会計報告を含む）、監査報告書、社内規程、活動レポートなどの提示を受けながら、聴き取り調査を行った。

2. 本組織の沿革

本組織の沿革は次の通りである

- (1) 1971年、米国アラスカ沖での核実験に抗議するため、12人のカナダ人が船を出したことをきっかけに設立された。1989年に、日本での活動を本格的に始めるため、本組織が設立された。
- (2) 本組織は、地球規模の環境破壊を止めるため、世界55か国以上の国と地域に事務所を有するグリーンピース各組織（NRO=National Regional Offices）と連携して活動している。これらグリーンピース各組織をまとめている「本部」として『グリーンピース・インターナショナル』が、オランダ・アムステルダムに所在する（以下、グリーンピース・インターナショナルを「GPI」といい、本組織、GPI、及び世界のグリーンピース各組織を「GP」と総称する。）。
- (3) GPが現在注力している地球環境問題は、気候変動、海洋生態系保護、エネルギー（原子力や石炭火力から自然エネルギーへの転換）、有害物質、森林等の分野に及ぶ。

GPの活動方針は、非暴力直接行動、政治的中立、財政的独立である。

GPの活動手法は以下のとおりである。

- 環境破壊の現場に行き、直接抗議。
- 環境破壊の実態を調査・分析。
- 政府・企業などに対する提案・要請。
- マスメディアに対する情報の提供。
- 国際条約の交渉過程を監視、提言。

- 環境問題に対する世論の喚起。
- 環境破壊を止めるための行動の呼び掛け。
- 環境破壊を止めるための代替案の提示。

また、GPは、現在3隻の船を保有し、世界で活動している。

主な活動実績については別紙（ウェブサイトより抽出）参照。

(4) GPは、国連において、国際的なNGOに与えられる「総合協議資格」が認められており、総会を含む会議にオブザーバーの資格で出席している。

3. 組織の状況

(1) 組織の目的

定款3条に記載された本組織の目的は次のとおりである。

「この法人は、グリーンピース評議会（Stichting Greenpeace Counsel）の目的と精神に基づき、世界における環境の保護と保全を促進すること及び核軍縮と平和を促進させることを目的とする。」

なお、ここにいう「グリーンピース評議会」は、GPIを指すことを確認した。

(2) 機関

本組織は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく一般社団法人として組織されている。同法に基づき、社員総会、理事、監事、理事会、会計監査人が設置されている。代表理事（2名）が会を代表し、組織を統括するが、日常業務を実施するための事務局及び内部組織が置かれている。内部組織は、エグゼクティブ・ディレクターのもとに、プログラム・ディレクター、ファンドレイジング・ディレクターを置き、それぞれのディレクターが活動内容または業務内容に応じてチームを統括している。チームは有給の職員またはボランティアやインターンで構成される。

(3) 財産

本組織の財産は、事業年度ごとの事業計画に則って作成された予算にしたがって収支を行っている。収入は、GPIおよび海外の他のグリーンピース組織からの助成金が全体の約30%であり、残りの約70%は会員等からの寄附金、個人財団からの助成金である（2018年度）。なお、本組織は活動方針として「政治的中立」及び「財政的独立」を掲げており、国をはじめとする自治体や企業からの寄附金等を受け入れない。

支出は主に本組織の活動に関するものである。本組織は、定款38条により、剰余金の分配を禁じており、同41条により、本組織が解散の際に有する基本財産は、「理事会が推薦し、社員総会において出席した社員の過半数をもって決した公益社団法人、公益財団法人又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に寄付するものとする。」と定めている。

(4) 会員

本組織の会員は、すべて正会員である。会員は、会の意思決定に参画する権限はないことから、会の活動に参加、支援する者という位置づけである。会員数は、2018年現在約7300人である。

(5) GPIとの関係

GPI は、本組織に対して、上記のとおり助成金を提供し、また「グリーンピース」に関する商標権の使用を許諾している。本組織の活動の 80% は、世界の GP に共通する環境問題を取り扱い、残る 20% は、日本の固有の問題を取り扱う。GPI は、本組織から会計報告を受け、本組織の社員総会及び理事会に、オブザーバーとして参加する。

第 3 法務・ガバナンス関係についての審査の結果

1. 活動目的

(1) 上記のとおり、定款 3 条に目的が記載され、また第 2 の 3 等に記載したとおり、本組織は、GP の一員として気候変動、海洋生態系保護等の地球環境問題に取り組んでいる。またその活動手法は、環境破壊の現場調査、直接抗議、政府・企業に対する提言・要請やマスメディアへの情報提供、世論の喚起など具体的であって、その実績は別紙に示すとおりである。

以上のことから、本組織の目的は、国境を越えて高い公共性を有し、地球の未来のあるべき姿を志向するものであると考えられる。

2. 組織と機関運営

(1) 一般社団法人

本組織は一般社団法人であり、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定める機関を設置している。なお、本組織が公益社団法人・公益財団法人を選択していない理由は、上述のとおり、本組織が活動方針として「政治的中立」「財産的独立」を掲げているため、行政庁による認定、監督や税制優遇措置に馴染まないというものである。

毎事業年度に、監事から、事業報告及びその附属明細書が、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認める旨の承認書が出されている。

(2) 社員総会

定款第 3 章に「社員」の定めがある。社員は本組織の事業に賛同する個人であつて（定款 6 条）、理事会の承認を受けて資格を取得する（同 7 条）。他方、社員の除名事由が定められ（同 10 条）、会費滞納による資格喪失が定められている（同 11 条）が、その期間は「2 年以上」であつて短期間に過ぎるということはない。したがって、適格な社員を維持することができる体制ができている。

現在、本組織の社員は 13 名であり、最新の社員名簿が整備されている。また、定款第 5 章に「社員総会」の定めがある。社員総会は、この法人の運営に関し、事業報告及び決算の承認、理事及び監事の選任又は解任等の重要事項を決議する（同 22 条）。定時社員総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に、代表理事が招集して開催する（同 23 条、24 条）、代理人による議決権行使を含めて決議の方法が定められている（同 26 条、27 条）が、書面による議決権行使については定めていない。議事録は、議長が作成し、議長及び出席理事が記名押印することが定められている（同 28 条）

本組織では、通常 3 月下旬に現実に社員総会を開催している。招集通知は、総会の 1 週間前までに、社員の承諾を得て電子メールで、必要な参考資料とともに、発送している。また議事録を確認したところ、社員総会は定足数を満た

し、決議は法律上の決議要件を満たしている。議事録は、定款どおり、記名押印（サインを含む）がなされている。

（3）理事・監事

定款4章に本組織の「役員」の定めがある。理事は3人以上7人以下、監事は1名以上が社員総会の決議により選任される（定款13条、同14条）。代表理事は、理事会の決議によって、2名以内でこれを定める（同）。また監事について、本組織の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本組織の使用人が含まれてはならないこと等、利益相反を防ぐ体制となっている（同14条）。

本組織の理事は、現在5名（うち1名は弁護士）であり、うち2名が代表理事を務める。監事は現在3名（うち2名は弁護士）である。理事と有給の職員を兼ねる者はいない。理事と本組織との間で取引はない。理事と他の理事の親族関係はなく、監事には理事との親族関係、本組織の使用人である等の事情はない。なお、2018年より、理事を対象とした役員賠償責任保険に加入している。

（4）理事会

定款第6章に理事会の定めがある。理事会は、本組織の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督等の職務を行う（定款第30条）。理事会は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、代表理事が必要と認めたとき等に開催する（同31条）。理事会は、代表理事が招集し、決議は、特別利害関係理事を除く理事の過半数を定足数とし、出席した理事の過半数で決議する（同32条、同33条）。

本組織では、現実に、事業年度内に3回（3月、7月、11月）理事会を開催し、実質的な討議が行われ、議事録は適正に作成されている。なお、3月の理事会は定時社員総会の直後に開いている。その他、定款の定めは遵守されている。役員は、社員総会決議により、理事会に参加した場合に報酬として少額の日当が支給されることとなっているが、辞退する役員もいる。

3. 届出関係

本組織では、税務関係、労働保険関係、社会保険関係の行政庁への届出は適正になされている。その他、本組織の活動中行政庁への届出が必要なものは特にない。

4. 登記関係

本組織の登記は、役員の選任等が適正に反映されている。

5. 情報開示、その他

本組織は、定款、社内規程、社員・理事名簿、理事会議事録、社員総会議事録等を事務所に据え置いており、閲覧または謄写に応じる体制が整っている。

GPは、国際的な非政府組織（International Non-Governmental Organization=INGO）が組織運営において果たすべき責任を定めた「INGO Accountability Charter (INGO 説明責任憲章)」を採択している。本組織は、この憲章に則り、行動規範（Code of Conduct）、贈収賄・汚職防止ポリシー、差

別およびハラスメント防止ポリシー、情報公開ポリシー、独立性ポリシー、内部告発者保護ポリシー、インテグリティー（健全性）ポリシーを定めている。

第4 財務・会計・労務関係についての審査結果

1. 財務・会計

本組織では、会計については、監査法人に監査を依頼し、独立監査人による監査を受けている。毎事業年度に、独立監査人の監査報告がなされており、監査意見として、財務諸表がすべての重要な点において、会計基準に準拠して作成されているものと認められている。

預金通帳は事務局で管理しているが、印鑑と預金通帳は別の者が管理している。日常の入出金口座と、多額の寄付金等の入金を預ける口座は区別し、寄付について寄付者、日付、金額等は寄付台帳を備えて管理している。預金の出し入れの担当者と、会計処理の担当者は別の者である。以上により、日常業務における現金の入出金について、不正な引出しや支出がないよう管理する体制は整えている。

2. 労務

本組織では、職員との間で労働契約書を締結し、労働条件を明確に双方理解するとともに、職員からは秘密保持を含む事項について誓約書を差し入れてもらっている。また就業規則、給与規程、時間給制契約職員給与規程、役員報酬規程が定められている。社会保険についても、適切に加入手続きが採られている。

本組織の職員には、フレックスタイム制が適用されており、標準となる労働時間は1日8時間である。労働時間の管理については、タイムレコーダーを使用している。時間外労働及び休日労働については、職員の代表と書面による協定を締結し、労働基準監督所長に届け出ている。なお、みなし残業時間（月20時間）を設けているが、それを超える残業時間は月14～16時間のことである。

職員は有給休暇として夏・冬に各1週間程度の休暇をとり、育児のための時短就業や、介護休暇等も選択でき、ワークライフバランスに配慮している。

第5 活動実績と事業の持続性

1. 活動実績及び活動状況

本組織を含むGPの主な活動実績は、別表のとおりである。

また、2018年の年次報告書によると、本組織の活動実績として以下の事項が挙げられている。

- ・海外の他のグリーンピース組織と協力し、日本の金融機関に対し、脱石炭のはたらきかけを行なった。また他団体と協力し、千葉県袖ヶ浦市の最大級の石炭火力事業計画の中止を目指し、事業者との対話、地元住民への意識調査、署名活動などを行なった。

- ・2017年に続き、東京電力福島第一原発事故に関して、国連機関への情報提供を実施した。また福島県から母子避難中の女性と国連人権理事会で放射能汚染の現状と被害者の実状について話し、NHKでも報道された。

- ・他団体とともに構成する「減プラスチック社会を実現する NGO ネットワーク」として、プラスチック資源循環戦略に関する共同提言書を、与党と環境省に提出した。また「プラスチックフリー」を目指し、ガイドブックの発表、カフェ（勉強会）・音楽イベント等を主催した。
- ・GP の森林保護のグローバルキャンペーンを受けて、世界最大のパーム油企業が、パーム油の供給元を特定し監視する行動計画を発表した。
- ・国産オーガニックの野菜や米を全店舗に置いてほしいとの 9,254 筆の署名を大手スーパー 7 社に提出した。またネオニコチノイド系農薬禁止と、お米の検査規格見直しを求める共同署名を、農水省に提出した。
- ・大手小売業 18 社が販売するウナギを対象にした調査を実施、ウナギの種を正しく把握していないケース等が明らかとなり、6 月に調査結果を公表、大きく報道された。また、環境問題をアートを通じて伝える新たな試みとして、使用済み魚網で作られたドレスによるダンス、映像表現を発表した。さらに、引き続き、国内大手のスーパー・生協 15 社と、「サステイナブル・シーフード」の取り扱い状況を調査した。
- ・東シナ海での石油タンカー沈没による油流出の海洋生態系への影響の調査を、奄美大島で実施した。
- ・上記の他の主な発行物／報告書として、『でんきのほんと でんきのこれから 2017 改訂版』『原発事故の写像－浪江町と飯舘村における放射線調査』『使い捨てプラスチックと海洋汚染－その問題点と解決に向けた世界の動き』『有機農産物を身近にするために～過去 2 年で消費者の意識と小売店の取り扱い方針はどう変化したか～』『海上の悲劇－台湾の遠洋漁船での人権侵害』など。

さらに、本組織のウェブサイトによると、現在、以下の活動が進行中である。

- ・気候をまもる
- ・原発フリーの明日
- ・自然エネルギーを増やす
- ・海をまもる
- ・森林をまもる
- ・食と農をまもる
- ・汚染をなくす
- ・平和をまもる
- ・市民社会をよくする
- ・企業をエコに変える

2. 評価と将来に向けての持続性

本組織は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を遵守して、適切な組織体制を構築している。また組織運営のあり方も、社員総会や理事会が開催され、実質的な協議が行われており、理事が活動を管理する体制が整えられている。財務・会計・労務についても、適切な体制、運用がなされている。

したがって、本組織は、将来的にも持続可能な組織体制が整えられていると評価できる。

さらに、本組織の活動実績、活動状況をみると、GPIを中心とする世界のGP組織と連携し、地球全体の環境問題に積極的に取り組み、また国連の会議に参加する資格を得るなど、活動領域やその実績が世界規模であることが、本組織の特徴といえる。活動のターゲットも、世界のエネルギー問題から海洋生態系保護と多岐に渡る一方、日本固有の問題については、政治・経済の分野において、時代のニーズに即した実践的、実際的な活動を行なっている。活動の手法も、船での活動やアーティストとのコラボレーションを行なうなどユニークなものが含まれている。このように、国際的な視野と、特定されかつ幅広い活動分野をもち、国内外で環境問題に取り組む活動を行う組織は、国内の環境NGOの中でも重要な役割を担っていると評価できる。

本組織は、GPI及び世界のGPから、法人として独立性を維持しつつ、活動資金面を含む手厚い支援を受けており、またGP全体と実質的な連携を組むことにより、より大きな影響力を確保しようとしている。本組織の活動能力は高いレベルにあるといえよう。

このように、本組織は、組織として基盤や体制が整っており、活動能力や活動実績が確立していることから、将来に亘り組織が持続していくことが期待できる。したがって、JELF審査委員会は、本組織を、寄付・遺贈対象適格団体として認定する。

以上